長与町農業委員会会議録

平成２５年１１月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２５年１１月農業委員会総会

１．日時　　平成２５年１１月２５日（月）９時３０分から１０時４０分

２．場所　　長与町役場３階第１会議室

３．出席委員（１５名）

会長	１番　田中　稔		
委員	３番　辻田　博文	５番　白﨑　純範	６番　柿本　尚文
	７番　辻田　三男	８番　柿本　正博	９番　梶尾　厚
	１０番　河内　秀治	１１番　山中　昇	１２番　坂口　齊
	１３番　井上　良信	１４番　山口　益子	１５番　内村　博法
	１６番　山脇　昭信	１７番　山﨑　昌美	

４．欠席委員（１名）　２番　辻　末男

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　第１号議案　農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について

第２号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第４号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地転用専決処分報告

第２号報告　農地改良届出報告

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣
農地・農政係長　　田中　廣幸
農地・農政係主事　中山　高宏

７.農林水産課職員

参　事　　濱　　伸二

事務局　おはようございます。総会が始まる前にお礼を先に申し上げたいと思います。先般８月からですね、１０月にかけまして農地の調査をして頂きました。大変暑い中、大変御苦労だったと思います。心からお礼申し上げます。ありがとうございました。座らせて頂きます。

それでは総会規則について申し上げます。平成２５年１１月の総会が開催されるにあたって、長与町農業委員会　総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上の１５人の出席であることを、ご報告致します。本日の欠席者は２番辻委員。急遽身内に御不幸があり欠席と言うことでございます。それでは、総会に移りますが議長は会長が務めることになっておりますので、議事等の進行も併せてお願いいたします。

議　長　皆さんおはようございます。今一番みかん採収等で忙しい中にこういう農業委員会が催されまして、大変お疲れの中にありがとうございます。我々農業者としては、大事な委員会ですので是非最後までよろしく協力お願いしたいと思っております。後程事務局から説明が最後にありますけど、本年度の県から農業者年金の割り当てが長与町は２名だったんです。それを山口益子委員さんが２名とも紹介を頂いてその２名が加入して頂きました。どうか皆さんも山口委員に続いて御紹介して頂ければ夜でも私達が出向いていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしておきます。簡単ですけど御挨拶にかえさせていただきます。

まず始めに、日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名させて頂きますが、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　では議事録署名委員に１４番内村委員さん、１５番山脇委員さんを指名をいたします。

次に日程第２本日の案件は、第１号議案　農業振興地域整備計画に伴う意見聴取についてが１件、第２号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてが１件、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてが１件、第４号議案　農用地利用集積計画についてが５件、以上までが議案の審議となっております。そして、最後に日程第３の報告事項となっております。

また、その他で事務局から何点か報告等があるようですが、その中で旅行の件についても、いくつか委員さん方から希望が出されております。本日は、旅行会社の担当の方が見えられますので、話を聞かせて頂こうと思っておりますのでよろしくお願いを致します。

それでは審議に入りますが、議案等で御意見・質問をされる際は、再々お願いをしておりますが、挙手をして番号・氏名を必ずお願いを致します。

なお、例月のことですがご意見並びに質問は、議事録に記録して公開されることとなっておりますので、審議内容に沿ってご発言を頂きますようお願いをいたします。

それでは、日程第２、第１号議案　農業振興地域整備計画に伴う意見聴取について、関係書類の提示があっておりますので内容の説明を受け、審議することといたします。

早速ですが、農林水産課の職員に出席を頂いておりますので、議案書の１ページから説明

をお願いをいたします。

農林水産課　おはようございます。農林水産課の濱と言います。まず議案に入る前にお礼を申したいと思います。８月の農業委員会の時にかけさせていただいた農業振興地域の見直し、１１月８日をもって県からの同意を頂き、同日付けで認可を受けましたのでここで御報告致します。ありがとうございました。それでは、座らせて説明させていただきます。

第１号議案について１ページをお開き下さい。農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について。標記について別紙の通り長与町農業振興地域整備計画を変更することについて農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき、御意見をお聴きしたいので別紙により回答お願いしますということで、次ページの方に別紙の意見書をつけております。

３ページから申請書になります。申出人が三根郷（地番）の（氏名）さんから申請が出ておりまして、内容については、土地の申請地が自宅の裏の所の土地の所在ということで（地番）、地目が畑、現況が不耕作地ということで耕作には至っていない土地であります。除外の理由ということで、農業用倉庫を解体を行い、倉庫を１階に建て直して２階に次男の住まいを造りたいということで、規模が大きくなるので土地の横に隣接した農業振興地域のかかった所を分筆して、１９㎡なんですけど、そこについてかかってくるということで今回申請が出されております。不耕作地で自宅の裏と、裏が自分の畑との間になるので、他の地権者との利害関係も出てきておりませんので、他の耕作者に迷惑をかけることはないと判断しております。

５ページを見ていだだき、場所については赤で着色されている所の（地番）ということで、（地番）に農業振興地域がかかっておりまして、そこから分筆された土地が（地番）になりまして、（地番）に自宅兼倉庫が現在建っております。そこの倉庫を解体を行い、建て替えを行いたいということで。

６ページを御覧下さい。６ページに既存建築物とありますけどそこが、申請人の既存の家、御自宅ですね。左の方に倉庫を建てるように計画しておりますが、ここに現在倉庫が建っております。２階に次男の家を造りたいということで、若干規模が大きくなりますので、裏の方に空いたスペースを拡げて今回振興地域にかかるものですので、申請を出されております。

７ページを御覧下さい。これが現況の写真になります。下の方の写真がわかるかと思いますが、倉庫の裏の所でみかんの木との間、この赤で囲まれた所ですね。現在何も使われていないような土地ですのでここを解除して、ここまで拡げたいということで申請が出されておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

事務局　事務局の方から補足の説明をさせて頂きます。３ページの方に戻っていただいてよろしいでしょうか。５番の（３）に①から⑤までございます。８月の全体見直しの時にもこの内容の説明をしたかと思いますが、再度申し上げますが、①です、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当で、代替地がないと判断する理由と。②ですけども、農用地区域の集団

化、農作業の効率化、総合的な利用上の支障がないと判断する理由。③、認定農業者等に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと判断する理由。④、土地改良施設の有する機能に支障がないと判断する理由。⑤、土地改良事業等が行われていない、または事業完了後８年を経過した土地であること、というのが基本的に農振の農用地の除外基準ということで、これを満たすことが前提ということでございます。今農林水産課の職員が申し上げた中で、ここに書いてある内容を一読いただきながら審議をして頂ければと思っております。以上でございます。

議　長　　只今詳しく説明が農林水産課等よりございましたけど、皆さんも字図、あるいは写真等も添付してあります、こういうのもよく見ながらですね、御質問等があればよろしくお願い致します。

６　番　　６番柿本です。計画変更自体に問題は無いと思うんですけど、一つ勉強の為に教えて頂きたいんですけども、６、７ということでそれぞれの組織の意見を付して、ということになっていますけど、農業委員会の意見については今日の総会のご意見で支障ありとか支障なしとか出てくると思うのですが、７番目に農協、土地改良区、森林組合意見聴取、調整の日付及び結果ということで、森林組合、土地改良区については×を付けておられるようですけども、農協に対する意見聴取というのはどういう方向でされているのか、その辺についてお伺いしたいと思うのですが。

農林水産課　　農協については、１ページの申請書にあります１１月１４日付で農業委員会に提出しておりますのと同日付で農協さんにも提出して意見聴取を求めるような形で今書類を渡しておりますので、農協内で判断して回答書が同じような形で提出して頂くようになっております。もし説明が求められるようであれば、こちらの方から出向いて要請があれば行くようなかたちにはしてますけど。

議　長　　柿本委員、よろしいですか。

６　番　　いいです。ありがとうございます。

１２番　　１２番。私は、現地を見せてもらいました。家の場所は、軒下の続きぐらいな所です。子供さんがまなび野で賃貸住宅にいますので、小屋を建て直して２階に子供さんを入れて、そしたらみかん農家ですからみかん貯蔵庫が狭くなる訳です。だから小屋を少し大きく造ろうという考え方で申請をしたということです。ひとつは、子供さんを近くに居させて土曜日曜

には百姓を加勢してもらおうと気持ちがあるようです。そして跡取りをしてもらいたいとの希望があると話されていました。軒下の先位の範囲です。以上です。

議　長　　今、地元委員さんから現地を見て、そういう場所だという確認された報告なのですが、こういう書類を申請する場合は、農業をされている方ですから所有農地の面積、いつも１名か２名か３名か農業をされていると思うんですよ、家庭でね。そういうものをどれくらいの規模で何名で何をされているのかなと。ほとんど他の申請はみんな付いてくるんですけど、これは付けなくても良いのかもしれないですけど、そういうのか分かればまだみなさん判断がし易いかなと思うんですけど。付ける必要がないと言われればもうそれで良いんですけど。ただ、申請地の 19 ㎡だけ載っていて、どれくらいの農家でどれくらいの人数でやられてるのかなというのを判断の材料にしたいと思うのですが。

５　番　　経営規模ですよね、そして家族構成。

１２番　　１２番坂口です。今、夫婦でやっておられています。みかんも結構広いです。うちの近く、三根では３番目ぐらいの広さで結構広いんですよ。そして平木場地区にも、自分の家の上に水田もあり、奥さんが一生懸命働かれています。

議　長　　そういう状況を分かるような、どこか申請書の中に添付しているだけで非常にわかりやすいなと思うのですが。それが必要ないんですよということであれば、仕方ないと思うのですが。

農林水産課　　なかなか農振の申請書にそういう所までついてないものですから。

議　長　　それは、もちろん農振解除の申請は必要ないだろうと私も理解しますけど、ただ委員さんが審議をする場合の材料、そういうものに考え方が、ああこの人は頑張って農業をやっているんだなというのが分かれば、ますますどうにかしてやらなければという考えが出てくるわけです。倉庫を建てるという訳ですから。そういうことも、今後もし出来れば、別に参考資料で良いからつけてくれれば、そういうことで考えていました。他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは御意見・質問がないようですので、意見書の内容に沿って、町に回答することに

いたしますが、よろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　では２ページ目の意見書を開いて下さい。１の別紙計画変更について、農業振興上支障はない、または、２の別紙計画変更について農業振興上支障ありのどちらかになりますが、関係書類の説明と委員皆さん方の意見を受けたところでは、「支障は無い」と考えますが、如何でしょうか。

【異議なしの声あり】

議　長　　それでは、異議無しとのことでしたので、１の別紙計画変更について農業振興上支障は無いと回答致します。尚、特記事項に記載することがあるようでしたら、記載内容をお受けいたしますが、それとも改めて転用申請があったときに審議することにしますか。

【異議なしの声あり】

議　長　　それでは、転用申請の時に改めて審議することで。農林水産課の職員さんは大変お疲れ様でした。ここで審議は終わりたいと思いますので、退席頂いて結構です。

【農林水産課退室】

議　長　　では、次に第２号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　はい。同じく議案書の８ページの方をお開き下さい。議案及び報告事項は朗読と合わせて説明をさせて頂きます。第２号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてになります。整理番号６（３－１）、申請地が長与町丸田郷（地番）、面積が２，８７３㎡、２筆目が同じく（地番）、面積が５２２㎡、３筆目も同じく（地番）、面積が１１８㎡、合計の３，５１３㎡となります。３筆とも畑でございます。農地区分は農用地区域外の３筆です。申請者は譲渡人が長与町丸田郷（地番）、（氏名）さん、譲受人が同じく丸田郷（地番）、（氏名）さ

ん、申請目的は親子間による贈与での所有権移転です。同居されています母親が高齢の為に、後継者である子供さんに贈与をしたいということでの今回の申請でございます。耕作地は今回の申請地を含めまして、合計で３，７４７㎡になります。労働力は後継者夫婦お２人で２０年以上農作業に従事されております。雑草等の除草もよくされております。この地域は都市計画区域内の市街化調整区域になります。

申請地の場所を説明致します。９ページの方をお開き下さい。〇〇団地入口の交差点より手前に約１３０ｍ程右カーブになった所がございます。そこの所に〇〇集落センターに行く所がありまして、その〇〇公民館を左手に見まして、又２５０ｍ程行った右側の場所が申請地の自宅になりますが、地積図でもわかりますように、緑色のその他の道路横にあります自宅周辺の３筆になります。青色で表示してあるそれぞれが、申請地ということです。

また、農地法の第３条の申請があった折には保護的な位置づけを加えるということになっております。御承知と思いますけども、農地法の第３条第２項の１号から７号までの農地の権利移動制限に関する事項を申し上げますので、よろしくお願い致します。まず第１号です。農地の取得後において権利者が耕作するに至って支障はあるか。次に第２号です。権利の移動する際に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとしているか。次に第３号です。当事者以外に信託引受等が行われている状況ではないか。次に第４号です。農業に従事する日数が足らなくはないか。次に第６号です。権利の移動する予定の土地が現に貸付、質入れ等をしていないか。最後に第７号です。地域調和要件が土地を利用していく状況で効率的又総合的に支障を及ぼすおそれがあるかということでございまして、この分に付きしましては、１号から７号までですが「該当しない」ということで、確認をいたしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　長　　只今事務局からの説明に関連して地区担当委員さんから補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

９番　　はい。９番の梶尾です。１１月２０日の日に事務局の方と確認を致しました。今読み上げられたように、（氏名）さんと（氏名）さんは親子関係でお父さんは早く亡くなられております。（氏名）さんが高齢でもう９０歳越しておられます。病弱であり、自分がしっかりしている時にひとり息子である（氏名）さんに生前贈与したい、それと（氏名）さんも定年退職で今から農業でもやろうかなという意欲であるので、ちょうどいい時期であり申請をしたい。畑については、みかんとキウイと柿をちょっと植えておられます。あと野菜ですね。管理はきれいにいき届いており言う事ありませんでした。そういうことで申請を希望されておられます。よろしくお願い致します。

議　長　　ありがとうございます。説明が終わりましたがご意見・質問はありませんか。どういうことでも結構です。

【意見・質問なし】

議　長　　意見・質問が無いようですので、審議を終了致しますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　何も問題が無いようですので、農地法第３条の許可申請について、許可することにご異議ありませんか。

【はいの声あり】

議　長　　異議無しということですので、許可することに決定をいたします。
次に第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてを、事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　はい。次に１０ページをお開き下さい。第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてになります。整理番号７（５－１）。申請地が長与町高田郷（地番）、畑、面積が４２２㎡、農地区分が農用地区域外の１筆です。申請者は使用貸人が、長与町高田郷（地番）、（氏名）さん、使用借人が、長与町吉無田郷（地番）、（氏名）さん、申請目的は住宅用地として使用貸借権の３０年の期間設定となっております。施設の概要としましては、木造瓦葺平屋建、建築面積は１６０㎡となっております。申請者の御両人は親子でございまして、現在子供さんの（氏名）さんはアパート住まいをされております。以前から御両親と一緒に農作業をされていることもありまして、今般高齢になった両親と共に引き続き農業に従事していく為には住まいが農作業の場所に近い所に必要と考えられて今回の申請に至っております。
この申請地は、農業振興整備計画変更が必要な地域でございまして、８月の総会で農業地区域の除外対象として意見の聴取をお願いした所でございます。その結果、先程の農林水産課の職員が申し上げましたけども、１１月８日付で県知事から除外の認可を受けております。また、都市計画法による制限に伴う市街化調整区域でもありますので、現在、振興局に建築申請中ということをお聞きしています。この５条申請と並行での同時申請ということになります。
また建築に関し必要な被害防除計画書及び計画図面を提出していただいておりますので、現地において確認を致しております。雑排水等は公共下水道に、そして雨水は側溝を設け既

設の道路側溝に合流することになります。ほか農地等への被害が及ぶような場所ではありませんのが、もしそのようなことがありましたら、指導等を行っていきたいと思っております。最後に、３条同様、転用計画につきましても申請があった折には、法的な説明が必要となっておりますので、いつものように２点申し上げます。

まず、立地基準の農地区分は３種農地と判断をしております。許可の方針としましては、３００m以内に例えば鉄道の駅がある等、またそれ以外の公共公益的な施設が存在している等市街化の傾向が著しい地域である、そういう農地であることが３種農地という判断をさせて頂いております。２点目でございますけど、一般基準です。申請目的の実現性ということになります。申請されてる内容と被害防除等を含めまして実現可能であるかということです。本当に建つことが可能であるかということと、建てられることに対して何も問題がないかという内容になります。従いまして、先程全て確認したと申し上げましたが、書類の中で必ず事前に確認をしていくことになります。当然ながら資金面の妥当性も判断を致します。そして、この土地に規制があるようでしたら、まず農林水産課から話があったことと全く同じことになるんですけど、除外及び同意等の書類も必要となります。今回の農用地の除外、市街化調整区域での除外、区域での許可等がそのような書類的なもの、審査するものということでご理解いただければいいと思います。

それとですね、新設の場所を申し上げます。１１ページの方をお開き下さい。〇〇団地をずっと下から上って過ぎまして、少し下りますと十字路の交差点があります。左に行けば〇〇大学、右に上って行けば〇〇団地ということです。その交差点から〇〇団地に入りました一つ目の、〇〇団地南口バス停の先から左側に折れて約８０m程行った所に、二股の道路で囲まれております。ちょうど地積図では青色で表示している所が申請地です。以上でございます。よろしくお願いします。

議　長　　ただ今事務局から説明がございましたけど、関連して地区担当委員さんから補足説明がありましたらよろしくお願いをいたします。

１０番　　１０番河内です。１１月２０日に事務局の方と現地を見て来ております。その時の内容については、事務局の方から説明がありましたけども、周辺が団地で住宅地になっております。その中で井上敏彰さんが長男ということで両親と農業をされてる所で、一緒に農業をする為に近くに家を建てたいということで申請されたということです。現地については宅地予定地の北側にみかん畑がありますけど、みかん畑も一段高くなっておりますし、住宅が平屋の住居ということで、農地が影になる等の影響も無いと思われます。周辺が住宅地がずっとありますので、隣にも建設中でしたけど、そういう所で問題が無いかと思いますのでよろしく審査の方をお願いします。以上です。

議　長　　只今、地元委員さんから補足説明がございましたけど皆さん方から何かご質問等ございませんか。

５　番　　はい。５番の白﨑ですけど。（氏名）さんの農業をやりたいということですけど、農作業面積はどれくらいあるんですか。

事務局　　はい。ご質問のありました件ですが、２５年の農地台帳によりますと（氏名）さん、そして奥様がお二人でされております。それぞれ年間１５０日となっております。そして経営面積は１１，６４７㎡、すべてみかんとなっております。以上です

５　番　　はい。わかりました。

議　長　　８月の総会の時ですか。

事務局　　８月の総会の時に全体計画の見直しをした時に出され入れた中に入っております。

議　長　　他にありませんか。それでは、他に御意見等が無かったら審議を終了致しますが、よろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　事務局、地元委員さんから説明を受けた通り問題が無いようですので、農地法の第５条の許可申請については、県に申達することに御異議ありませんか。

【はいの声あり】

議　長　　異議無しということですので、申達することに決定致しました。
次に第４号議案　農用地利用集積計画についてを、事務局から朗読と説明お願いしますが、１件目から４件目までは地区が同じですので、続けて結構です。よろしくお願いいたします。

事務局　　はい。それでは、第４号議案　農用利用集積計画についての１ページ目をお開き下さい。

第４号議案　農用地利用集積計画について上記議案を提出致します。平成２５年１１月２５日長与町農業委員会　会長　田中稔。提案理由と致しまして、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき農用地利用集積計画の議決を求められたので提案する。

次に２ページの方をお開き下さい。平成２５年第１０号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成２５年１１月１５日　長与町長吉田慎一。

次に３ページを御覧下さい。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規定により公告する。長与町長　吉田慎一。例月の通り年月日につきましては総会を経てて町長部局での決裁を公告することとなっておりますので、未記入と致しております。

４ページの方をお開き下さい。５件の集計表です。これから説明致します、５ページから１６ページまでの中で、調査について説明致しますのでこのページは省略させて頂きます。

５ページの方を御覧下さい。利用権設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）、利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町三根郷（地番）、利用権を設定する土地は三根郷（地番）、田、面積は２，２８１㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲。平成２５年１２月１日から平成２８年１１月３０日までの３年間。年間借賃は現物支給で米１２０キロとなっております。これは新規でございます。

７ページの方を開いて下さい。２件目の利用権設定を御説明を申し上げます。利用権設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）、利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町三根郷（地番）、利用権を設定する土地は三根郷（地番）、田、面積は１，１８６㎡、利用権の種類は使用貸借、作物は水稲、平成２５年１２月１日から平成３０年１１月３０日までの５年間、これも新規です。

続けて申します。９ページをお開き下さい。３件目の利用権設定を申し上げます。利用権設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は、三根郷（地番）、田、面積は１，６５８㎡、利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。平成２５年１２月１日から２８年１１月３０日までの３年間、年間の借賃は現物支給で米１５０キロとなっております。若干ですね、現物支給の米料が多いのではないかということでございましたけども、以前からの取り決めをされておるということでこのようなことになっております。これは引き続き継続です。

１１ページの方をお開き下さい。４件目の利用権設定を申し上げます。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん。　長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は三根郷（地番）、田、面積は１，２２５㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲、平成２５年１２月１日～平成３５年１１月３０日までの１０年間、年間の借賃は２万２千円となっております。これも借賃が少し高い傾向ですねということでお話をいたしました。そうしますと先程３件申しましたのと同じような考え方でございます。

ちなみに、平成２４年度の県内の賃借料の平均ですね、１０アール当たり年間米ですけども６０キロで１３，３７３円というふうな金額がございました。両者の契約額は当時の金額

が１万８千円、１万５千～１万８千円の合い中でということで、米の場合はですね利用権を設定されていたんですけども、そういうことをしますと若干いくらか最近は米の値段が落ちているとことでお話をした所なんですけども、以前と同じような考え方でお互い両者ですね、して行きたいというような事を再確認をいたしております。

土地の所在ですけども、４件分まとめて申し上げます。１３ページの方をお開き下さい。ちょっと見にくいかと思いますけど、それぞれ１件目から４件目までで地番で表示をさして頂いております。１件目ですけども、県道〇〇の〇〇側から〇〇に入る道路を起点と致しまして、手前に約７０ｍ程戻りましてＪＲ長崎本線、オレンジ色ですけども、その本線に沿った青色で表示している所になります、一番左の方ですね。１件目です。

次に２件目ですけども、三根郷の交差点から〇〇に向って約９０ｍ程行った道路に沿った右側で青色で表示している所になります。

次に３件目です。同じく〇〇の交差点から、今度は左側に直進をして参ります。周囲は田んぼで整備された農道を約１１０ｍ程まっすぐ直進しまして、ＪＲ長崎本線を越えまして少し左に曲がった農道に沿った青色で表示している所になります。

最後に４件目ですけども、三根郷の〇〇バス停を過ぎて橋を渡ります、少し先に行きますと左側に整備された農道を約１８０ｍ程行きますとＪＲ長崎本線に突き当ります、その右側で青色で表示している所になります。以上の通りです。よろしくお願い致します。

議　長　　ただ今１件目から４件目まで事務局からの説明が終わりましたけど、地区担当委員さん、補足説明がありましたらお願いをいたします。

１２番　　はい。１２番坂口です。１件目の（氏名）さんと（氏名）さんの関係ですけど、これは（氏名）さんも子供さんも勤め人ですもんね。サラリーマンで今年まで水田を作ってあったんですけど、少しウンカからやられたという位な状態だったんですよ。それでやっぱり、日曜日曜で農作業をするということで例えば農薬をかけようと思った時に雨が降ったりしてうまくいかなかったんじゃないでしょうかね。それで、もう親戚だから、貸してしまおうかという位な、そういう風なお話だったんです。そしてここを地図で見ると１筆に１枚目になってるように見えますけど、これが５枚ぐらいあるんですよ。それで線路脇で結構あると、何枚か、５枚位あるようです。圃場整備はしてありません。

そして今度は、２点目の（氏名）さんと（氏名）さんですけど、ここはこの地図で説明しますと、ここはあまり水田、稲作はしてなかったんです。今年の調査の時は、保全管理にあげている土地です。だから作ってもらってありがたいと、自分達からみればそういう風な気持ちです。これも段々があってこれも、５、６、４～５枚あるような水田です。

３点目は継続ですけど、３点目と４点目は継続ですからお話は聞いてきませんでしたけど、米借り賃が高いといわれますけど、ここは全部圃場整備して一枚の水田です。だから仕事はし易いわけです。以上です。

議　長　　はい。説明が終わりましたけど、他の委員さん方からご質問等はございませんか。

【はいの声あり】

議　長　　では、続けて５件目の利用集積の説明をお願い致します。

事務局　　はい。１４ページをお開き下さい。最後に５件目の利用権設定を申し上げます。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町丸田郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町丸田郷（地番）。利用権を設定する土地　丸田郷（地番）、畑、面積は１８６㎡、同じく（地番）、畑、面積は９８３㎡、同じく（地番）、畑、面積は４７３㎡、同じく（地番）、畑、面積は５５６㎡、同じく（地番）、畑、面積は２６５㎡、同じく（地番）、畑、面積は９９３㎡。６筆の合計面積は３，４５６㎡です。利用権の種類はすべて使用貸借権で、具体的な作物はみかんとなっております。平成２５年１２月１日から２８年１１月３０日までの３年間引き続き継続となります。

土地の所在ですけども１６ページ、最後のページをお開き下さい。この利用権をされている場所は大変説明しづらい所になりますので、申し訳ありませんが概略での説明とさせて頂きます。長与町の○○を起点にしまして、山手の方に○○を越えまして、約８７０m程上って行った道路の切れた右側辺りから、手前一帯の道路を挟んだ両サイドになります。それぞれ青色で表示している所になります。大まかな説明ですけど、以上でございます。よろしくお願い致します。

議　長　　事務局の説明に関連して地区担当委員さん何かございましたら補足説明をお願いします。

９　番　　はい。梶尾です。継続という事がきたもので一応確認だけしとこうという事で、上りました。そしたら、この（氏名）さんという人は息子さんですけど、お父さんもお母さんもまだ農業をされています。農協を脱退されて個人でブランド品を作って、みかんに非常に熱を入れてよそに送るという事業をやっておられます。見た所では、非常に幼木を植えてきれいな管理をされておりました。みかんに熱中があるんだなと私も判断を致しました。そういう事で草刈もきれいにしてあるし、継続でいい畑だと思いましたので、是非審議の程お願い致します。

議　長　　地元委員さんからの説明も終わりましたけど、皆さん方から何か質問等ございませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　質問等もないようですので、以上で５件についての利用集積についての審議を終了致します。農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき決定することに、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しという事ですので、決定することに致します。次に、日程第３の報告事項に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

事務局　　はい。それでは、別紙の平成２５年１１月農業委員会総会報告事項に移ります。１ページ目をお開き下さい。まず農用地専決処分報告書　農地改良届出そして行事報告という事になります。

農地転用専決処分報告書になります。まず１の方ですね、申請者は（氏名）さん、住所が、長与町高田郷（地番）、職業は無職。２、土地の所在は長与町高田郷（地番）、地目は登記簿が畑で現況は宅地という事になっております。面積は全体所要面積が７９３．０４㎡でございます。そのうち建築面積が３０７．９㎡で、そのうち今回の農地面積は５７㎡という事で、土地の所有者氏名住所は、申請者と同じでございます。３、転用の目的でございますけども、共同住宅地及び駐車場用地という事になります。転用の目的に係る事業または施設の概要は、複合型小規模有料老人ホームの木造２階建、合計の２０室、駐車場として１０台分のスペースを設けることになっております。４ですね、申請日が平成２５年１０月２５日。５、専決処分の日が平成２５年１１月１日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により専決処分をしたので報告致します。平成２５年１１月２５日、長与町農業委員会、事務局長、松本廣という事でございます。

２ページの方をお開き下さい。場所の説明になります。これがですね、現在区画整理事業の土地という事でございますので、地籍図と現況は異なりますけどこの辺に位置しているということで御理解頂きたいと思います。県道〇〇線の〇〇の信号機から左に入りまして、〇〇トンネルを少し行ったトンネルの上部、トンネルまだありますけどもその上の右側に〇〇公園というのがあります。また建設予定地の上にはすでに〇〇と名称がございますけども、老人ホームが開業しているようでございます。青色で表示している三角地の所でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　長　　只今、事務局から報告事項で説明がございましたが、委員さん方から何かお尋ねがありましたら、よろしくお願いいたします。

１５番　　１５番。あの、これも有料小規模施設のですね、これは長与町の許認可がいるはずなんですが、それはどうなんですかね。許認可、グループホームとかですね、建設する際の長与町の許認可がいるんですけども、これは許認可はいらないんですかね。

事務局　　はい。こちらはですね、町の意見を付して県にまで最終的に行くものなんですけども、現在町の意見としてＯＫという事は頂いております。これと、農地転用の受理通知も含めて県に送って、県が最終的に許可を出すというような状況になっています。

事務局　　補足の説明をさせて頂きます。今内村委員さんに申し上げた通りなんですけど、一応どこから出すのかという所も非常に大事な所だと思いますので。長与町の介護保険課の方から申請を出します。今申し上げたことでの有料老人ホーム設置計画に関する意見書という風なものの流れとしてお出しするということになっております。その中の設置計画に対する意見等というのがございます、それを見ますと当該設置計画について検討した結果妥当であると認められます。尚、事前協議の内容に変更が生じた場合等は、再度協議を必要とする場合がありますので、その際は御連絡させていただきますというふうな意見書が出されております。以上でございます。

議　長　　よろしいですか。他には何かお尋ねの事はありませんか。何もなかったら次に行きたいと思います。次、２番目の農地改良届出報告書をよろしくお願いいたします。

事務局　　はい。次に３ページ目を御覧下さい。農地改良届出報告書になります。土地の所在等ですが、所在が岡郷（地番）、地目が、台帳が田、現況は畑、面積が２５８㎡の内の２７㎡です。所有者氏名は（氏名）さん、住所は岡郷（地番）、作付作物は果樹でみかんです。今年の１月１０日に転用申請で審議いただいた土地の宅地化になった所の下のもうひとつ下の農地になる訳ですけども、大雨で崩落がおきないようにということで、１ｍ９０㎝の高さで、横幅の延長が２７ｍの土留め工事届出が出されております。上記の通り、その他工事届出が平成２５年１０月２５日、現地確認を同年１１月１１日に行ったのでご報告をいたします。平成２５年１１月２５日農業委員、山中昇。代読でございます。

４ページの方をお開き下さい。場所の説明を致します。○○信号機の手前より右側に入りますと、○○施設があります。その施設を左手に見てさらに１００ｍ程上って行きますと左カーブになりますけど、そのちょっと手前の農地になります。ちょうど、そのカーブの所に先程ご説明したように、その子供さんがですね、転用してもう住宅が出来ているという状態の所の手前になります。この場所から又２０ｍ程行きますと○○方面、お墓を通って○○方面へ行く道路の方につながっております。青色で表示しております農地の左側の筆境界に沿

って、町道からの長さが２７ｍということでございます。

議　長　　事務局の説明に補足する事があったら、地元委員さんよろしくお願いいたします。

１１番　　１１番山中です。これ前に申請が出ていましたが、業者が変わって今度、新たに又出て来たんです。取り下げてから新たに出てきたんです。別にそうですね、土羽面ですよね、この土羽が崩れるということで、もう一列にコンクリートの擁壁ですするということだったんです。別に問題は無いんじゃないかなと思い許可しました。以上です。

議　長　　よろしいですか。今、地元委員さんからも補足説明があった通り、問題がないという事でございますので、報告に代えさせて頂きます。

【この後、平成２５年１１月行事報告が行われた。】

議　長　　これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上をもちまして、長与町農業委員会１１月総会を閉会いたします。